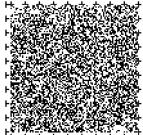


令和 7 年 11 月 5 日
令和 7 年度第 2 回
世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が一致しないことがあります。ご了承ください。



午後 6 時30分開会

○障害施策推進課長 皆さん、こんばんは。まだちょっとオンラインの方で3名ほど入られていないようですが、お時間になりましたので、会のほうを始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより令和7年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会を開催いたします。

私は事務局を務めさせていただきます障害施策推進課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の委員の欠席でございますが、世田谷区医師会理事の委員、玉川医師会理事の委員が御欠席の御連絡をいただきております。委員28名のうち、過半数を超える方に御出席いただいておりますので、本日の協議会は成立してございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。初めに、部会長より御挨拶申し上げます。

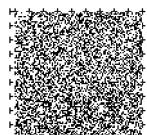
○部会長 皆さん遅い時間にお集まりいただき、ありがとうございます。

私、今日の朝日新聞の第1面を見ていましたら、パートナーシップの制度が世田谷でスタートして今日で10年になるんだということで、改めて、世田谷はいろんな人権の問題にかちり向き合ってくださっているなというのを感じました。そして、この第1号になられたお2人というのが、手話通訳に関わっているという方で、今、委員や手話通訳の方にお聞きしたら、とてもすばらしい活躍をされている方だというふうにお聞きして、私としては、それも含めてうれしいなと思った次第です。

今日御報告いただくのも、本当に人権というところを基盤に置いて、世田谷はいろんな施策を展開してくれているなというふうに思いますので、また今日もよろしくお願ひいたします。

○障害施策推進課長 ありがとうございました。

続きまして、障害福祉部長より御挨拶申し上げます。



○障害福祉部長 皆様、こんばんは。障害福祉部長でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、この夏は、皆さんも御存じのとおり、かなり、本当に過去一番暑い夏だったんですけども、10月以降急に寒くなって、私も若干体調を崩したときもありますけれども、皆さん体調には十分気をつけていただければと思います。

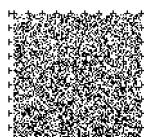
本日、案件につきましては、せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定について諮問ということで、来週の地域保健福祉審議会に諮問されて、こちらの推進協から答申するという形で、この計画は3年に1回策定ということで、3年に1回なので、できたと思ったらすぐまた計画づくりというような感じのイメージがありますけれども、ただ、御存じの方もいるかと思いますけれども、インクルージョンプランに関しましては、前期まではノーマライゼーションプランというふうに言っておりましたのを、障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の制定と並行して、その条例との整合性を取るために、今期のインクルージョンプランに向けて、計画の内容も体系もかなり大幅に見直しを行っておりますので、次期プランについては、前期ほどの大幅な見直しは必要ないかなと思っている一方、障害福祉に関しては、日々社会情勢も動いておりますし、新たな課題も生まれてきておりますので、時宜にかなった適切な施策を過不足なく計画に盛り込んでいきたいというふうに思っておりますので、皆様方の貴重な御意見をいただければと思っておりますので、本日よろしくお願ひいたします。

○障害施策推進課長 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

最初に、次第となります。

続きまして、資料1、せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定について（諮問）（案）についてでございます。

こちらの資料1につきましては、この中に右上に諮問第27号と記載されております資料があると思うんですけども、こちらのほうの内容を一部修正しておりますので、修正済みの資料を机上にて配付させていただいております。オンライン参加の皆様は、資料1の説



明の際に、画面共有にて御確認いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。次が資料2、世田谷区障害者福祉施設の指定管理者制度に係るあり方（素案）についてでございます。最後に、今回の資料への質問、意見要旨、令和7年度第1回の議事録をお配りしてございます。あわせて、参考資料といたしまして、障害者（児）実態調査の調査票も配付しております。こちらは障害者（児）用と事業者用の2種類がございます。資料配付は以上となりますが、不足がございましたら、最寄りの職員にお声がけください。大丈夫でございますでしょうか。

○委員 アンケート調査というのは事前の頂いたデータの中に入っていますか。ここの机上の中にはないんだけれども。

○障害施策推進課長 データの中には入っています。

加えて御発言の際のお願いでございます。今回もオンラインを併用しての開催となりますので、会場参加の委員の皆様も、必ずマイクを使用して御発言をお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願ひいたします。

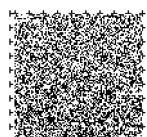
○部会長 それでは、本日の議事に入っていきます。

まず、先ほどあったノーマライゼーションプラン、改めてせたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定についてということで、障害施策推進課の課長からの御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは、せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定について（諮問）（案）につきまして、障害施策推進課長より御説明いたします。

まず1の主旨でございます。令和9年度からの次期せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定に当たっての考え方につきましては、第92回世田谷区地域保健福祉審議会に諮問するものでございます。

2の諮問文でございますが、こちらは先ほど机上に置かせていただきました資料を御説



明させていただきましたけれども、そちらのほうの資料を御覧ください。諮問文の裏面になりますけれども、こちらのほうにせたがやインクルージョンプランの策定に当たっての考え方につきまして、諮問の理由を記載させていただいております。ちょっとこちらを読み上げさせていただきます。

「世田谷区は、『障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい、選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現』をせたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの基本理念とし、障害者（児）の支援施策を総合的に推進しています。

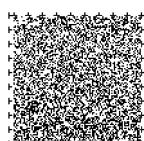
令和4年9月には『世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例』を制定し、障害理解の促進や差別解消、参加や活躍の場の拡大、情報コミュニケーション等について、必要な施策を講じていくことを定めました。また令和5年12月には『世田谷区手話言語条例』を制定し、『手話が言語であること』の理解促進を進め、もって手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会の実現をめざすこととしています。

一方で国では、国連の障害者権利委員会から日本政府に対して75項目にわたる総括所見が出されており、この内容を踏まえた国や都の動向を引き続き注視する必要があります。

そこで、国等の動向を踏まえたうえで、『世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例』等を基礎として施策展開を図っていけるよう、せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定にあたっての考え方について諮問します」、以上が諮問の理由でございます。

続きまして、3の次期「せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー」の策定について（概要）についてでございますが、諮問文の次のところに別紙をおつけしてございますので、そちらで御説明をさせていただきます。横長のこちらの資料になります。

まず、2ページを御覧ください。せたがやインクルージョンプランの位置付けと区の総合的な計画との関係についてでございます。



1 のせたがやインクルージョンプランの位置付けでございますが、障害者基本法の市町村障害者計画と障害者総合支援法の市町村障害福祉計画と児童福祉法の市町村障害児福祉計画を合わせて一体的に策定するもので、計画期間は3年となります。

2 の計画期間及び基本計画等との整合につきましては、記載のとおりでございますが、令和5年に施行しました世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例を計画の施策展開の基礎としております。

3 ページを御覧ください。現行計画の基本理念等でございます。

1 の基本理念は記載のとおりでございますが、現在の計画では、基本理念に「選択した」という文言を追加してございます。

2 の本計画における行動コンセプトでございます。当事者の選択を支えることで、支援者等は、障害のある当事者の選択を尊重する施策の推進や選択を支える環境整備に向けて協力的に取り組む。また、当事者のライフステージや生活上の様々な場面において、意思決定支援に留意しながら複数の選択肢を提案するなど、当事者が自分らしい生活を選択するための支援に努めることを本計画における行動コンセプトとしております。

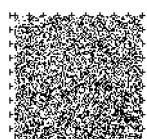
続きまして、4 ページを御覧ください。3 の施策展開の考え方でございますが、当事者参加、相互理解、担い手支援の3つの視点を示してございます。

4 、基本目標と施策体系でございますが、基本理念と世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の具現化を目指すため、条例の章立てを基にした4つの大項目と目的に応じて分類した14の中項目により構成してございます。

5 ページを御覧ください。次期計画検討にあたっての視点（案）等でございます。

1 の国の動向といいたしましては、国が令和7年度中に示す予定の基本指針に即して次期計画を策定することとしてございます。参考に現行計画における7つの成果目標を記載してございます。

2 、次期計画検討にあたっての視点（案）でございます。引き続き、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例を施策展開の基礎とし、世田谷区自立支援協議



会や障害者施策推進協議会からの意見を踏まえまして、具体的な取組を検討してまいります。

現行計画策定時から課題とされている支援の検討といたしまして、この間の課題としまして挙がっております課題を3提案として提示させていただいております。1つ目が、強度行動障害のある子や家族の支援、2つ目が、障害福祉サービス等終了後の夕方の時間帯における支援、3つ目が、医療的ケア児（者）、高次脳機能障害、発達障害等への支援の充実でございます。

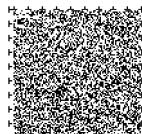
6ページを御覧ください。障害者（児）実態調査の実施についてでございます。前回同様、障害者（児）5500人程度、事業者300か所程度で、現在調査のほうを実施させていただいているところでございます。

設問といたしましては、前回の実態調査を基本といたしまして、通所施設利用後の居場所支援の必要性に関する項目や強度行動障害のある方の実態を把握するため、基礎情報に強度行動障害を追加するなどの変更を加えた上で、前回推進協でも御意見をいただいておりますので、そういったところも踏まえながら、正・副部会長の御意見をいただいて決定させていただいております。なお、調査票につきましては、先ほど申し上げましたとおり、参考資料としておつけさせていただいております。

7ページを御覧ください。次期計画のスケジュールでございます。今年度につきましては、今実施しておりますけれども、10月から11月にかけて実態調査を実施しまして、11月に地域保健福祉審議会に諮問の予定でございます。

8ページを御覧ください。令和8年度のスケジュールでございますが、8月までに素案をまとめさせていただきまして、9月の福祉保健常任委員会、議会のほうに御報告した上でパブリックコメントを実施しまして、10月に答申を受ける予定でございます。その後、計画案を策定し、令和9年2月の福祉保健常任委員会で報告して、3月に策定というような形で進める予定でございます。私からの御説明は以上でございます。

○部会長 御説明ありがとうございました。国際的、国内的動向を踏まえて、とても整理



されているなど私は感じた次第ですが、今の御説明について委員の皆様、お気づきのことがあればどんなことでも結構ですので、御質問や御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。オンライン参加の委員の方も何かあればぜひお願ひをいたします。

○委員 こちら、修正したほうですけれども、どこが修正されたのか、私はちょっと分からぬのですが、申し訳ありません。説明のほうをお願いします。

○部会長 諮問文の修正のところですね。お願ひいたします。

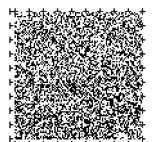
○障害施策推進課長 最初にお渡しした資料のところなんですけれども、下のほうから7行目ぐらいのところなんですけれども、「一方国では、国連の障害者権利委員会から日本政府に対して」、後からお渡ししたものは「75項目にわたる総括所見が出されており」と書いてあるかと思うんですけれども、その前のものは「勧告」で書かれていると思うんですが、実際に正しいのは、よいところも悪いところも含めて75項目にわたる総括所見というのが正確な表現だということで、そちらのほうに変更させていただいてございます。以上でございます。

○部会長 ありがとうございました。委員、確認していただけたでしょうか。前の諮問文では、「国連の総括所見について90項目の勧告」というふうにあるんですけども、これは75項目ですし、それから、「勧告」という表現では、いろんな問題点の指摘の懸念事項なども含めて75項目なので、ちょっと曖昧かとも思いますが、75項目の総括所見という表現に修正をしていただいている。この修正でしたら特に問題はないのではないかと思いましたので。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。では、委員も了解していただいたということですでの。

○委員 視力障害者協会です。今回の説明の中にも7つの柱ということが言葉に出ました。前回のときの7つの部分も、できているところもあれば、まだまだこれからも続けてやっていかなければいけない部分があると思うんですが、策定に当たっては7つの中でもか



なりもう進んでできているよねというような部分というのは、7つ中どのぐらいあるんでしょうか。

これは決める、決めないはここで決めるわけではないんですけども、当事者の受け止め方もいろいろ違うと思うんです。

今回の実態調査の中においてもいろんな項目があり、前回のときに比べると防災の問題だとか、いろんなところでやっぱりクローズアップされてきていることはあると思うんですよ。

普通一般論で言うと、できているんだったら、もうこれができているという形になるんですけども、それを前のときはあえて7つに絞っていこうねという形で、あまりにも多過ぎたのでやったというような記憶をしているんですけども、今回もやはり7つというものについては、一応考えた末の御提案なんでしょうか、お願いします。

7つの柱じゃなかったっけ、3つに絞るんだっけ。

○障害施策推進課長 7つというのは、多分国の基本指針が7つ出ておりまして、こちらについてはまた新しいものが国から示されるので、それは今年度中、今年の末から来年の年明けか、ちょっとまだはっきり分からいいんですが、示されるかと思うので、そちらに基づいて今後それを成果目標として計画を策定していくというような形になります。

こちらのほうは、前回の御報告のときに進捗状況等は御説明していますけれども、例えば施設入所者の地域生活への移行などは予定よりも早く進んでいたりとか、物によってはそういういったところもあると思います。

多分具体的なおっしゃられていたのが、3つお示しして、前回の積み残しといいますか、計画を策定した後に、実際にこういった課題がありますよねということで結構出ていたものがございまして、それが強度行動障害のある子や家族の支援ですとか、障害福祉サービス等の終了後の夕方の時間帯における支援ですとか、あと医療的ケア児（者）、高次脳機能障害、発達障害等への支援の充実ということで、こちらのほうとしては案として出させていただいておりますので、計画策定の中でいろんなものがどんどん出てくるかと思



いますので、そこはお出しいただきまして、検討させていただくというような形になっていくのかなと思っています。

以上でございます。

○委員 認識不足で失礼しました。

特に今言った3番目の医療的ケアの問題は、やっぱり世田谷も率先して取り組んでいる部分もあるし、柱になっている部分があるんですよね。ただ、まだまだ足りない部分等もあるので、引き続き、世田谷らしさを強調するならば、この3つ目の医療的ケアの部分のところはとても大事な問題だと思いますから、やってほしいということと、福祉サービスから今度除外されてしまった、移行されてしまった場合のところというのはありますて、今のように、これは2番目の話ですけれども、これも大事なことだと思うので、これはもう本当に1、2、3とやっていかなければいけない案件なんだなというふうに感じますので、やっぱり柱になることなのかなと思っています。

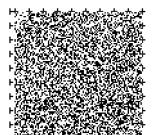
今後いろんなデータが出てきたり、議論が進んできて、これがやっぱり解決に向けての次のメインになるのかなというような想像をして、今、意見を言わせていただきました。ありがとうございます。

○部会長 委員、ありがとうございました。

国のはいろいろと進捗状況が違うかなと思いますけれども、世田谷の3つの視点というのは本当に大事なところだと私も感じていますので、この3つの特に力を入れるという視点も含めて、ほかに、どうぞ、それぞれの委員のお立場でお気づきのことがあったらお願いをしたいと思いますが。

○委員 自立支援協議会の副会長というお仕事をしている関係上、このインクルージョンプランに対して自立支援協議会がどんなことを考えているかということをお話しします。

自立支援協議会は、主に支援者、とりわけ相談支援事業に関わっている人を主なメンバーとしています。相談支援事業に携わっている中で、地域課題というのをしっかりと受け止めて、それを計画づくりに反映していくこうとしています。自立支援協議会は総合支所と



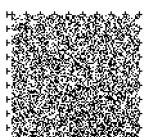
同じ5地区に分かれて活動を展開しているので、それぞれの中で出ている課題を集約しながら、地域課題について、この間、約1年間検討してきたので、それを踏まえた形で今回のプランに意見というか、提案というか、出していこうとしています。

例えばお金の管理についてです。当事者が1人暮らしするときに、お金の管理がなかなか難しい場合がある。誰がサポートしてくれるのというと、ヘルパーがやるには荷が重い。なぜかというと、もしなくなったり、計算が合わなかつたりしたときには、ヘルパー個人のところに責任が行く可能性が大きいというのが実態としてあるからです。では、仕組みとしてどんな管理をしていくことが当事者にとって一番なのか。あと住宅、居場所作り支援等が自立支援協議会では大きなテーマになっています。

居場所というのはその人がその人らしく選択しながら生きていくための居場所をどう確保できるか議論しています。自立支援協議会ではこうした様々な地域課題を検討、協議しながら、こんな支援があつたらいいなという意見、助言を12月に出していこうと思っています。

ところで、今の事務局の報告を聞いたときに、計画ってやっぱりいっぱい中身があって、この場で議論をしていくときに、どうやって議論をしていくのが一番いいのかなというのは、いつも頭が痛くて、例えば今の次期計画検討にあたっての視点（案）という5ページのところにあるような3つの柱を中心に、このメンバーで議論を深めたほうがいいのか、このメンバーさん一人一人がここについてはこう思うというふうな意見交換でいいのか、これから進め方、議論の進め方のイメージがもし事務局にあれば、教えてほしいかなと思います。

○部会長 いろいろお話をされたので、ちょっと私がポイントを整理し切れないところがあるんですけども、自立支援協議会でいろいろ検討している地域課題等について計画の中に盛り込んでというのは、いろいろされていると思いますけれども、最後のほうでは、具体的に地域で暮らしている方のいろんな困難さみたいなところについての支援などについても、委員はおっしゃっていましたっけ。



○委員　自立支援協議会の例として、こんなことがあるよという例ですので、最後に言つたのは、こここの場の協議の仕方というのを、すごいたくさんテーマがあって、それはやっぱり委員の皆さんのがぞれ問題関心も違うし、ばらばらといえば、ばらばらになりがちな、議論によるんだけれども、それでもよしとするのか、特にこの資料の5ページにあつた次期計画検討にあたっての視点というのは、特に力を入れて検討しなきやいけない視点を重点的にこの場でやるべきなのか、どっちの方向を今事務局では考えていらっしゃるのかということです。

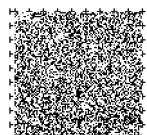
○障害施策推進課長　では、事務局のほうからお答えさせていただきます。

自立支援協議会のほうで今御検討いただきていまして、様々今御意見をいただきまして、それぞれ地域生活を支える上で重要なものかなというふうに思っています。こちらは、先ほど委員からもお話をありましたとおり、1回目は12月で、2回目を3月という形でお願いしていますので、どちらのほうはよろしくお願ひしたいと思います。

進め方のほうなんですが、なかなか悩ましいところではあるんです。おっしゃられるとおり、すごくいろんなことがあって、広く計画のほうにはのせさせていただいております。ただ、その中で重点項目というものを定めさせていただくような形になるかと思いますので、そこについては、重点的に議論をしていくという形になると思います。ただ、それ以外もかなりいろんな広いところもありますので、様々な意見もやっぱり拾っていかなければいけないというところもありますので、重点項目をしっかりとやりながら、いろんなところについても御意見をいただいて、最終的には計画としてまとめていくというような流れになるのかな。こういった進め方のほうがもっと効率的ではないかとかがもあるようでしたら、御意見とかをいただいて、どちらのほうも検討させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員　分かりました。ありがとうございます。

○委員　世田谷区重症心身障害児（者）を守る会です。よろしくお願ひします。私も5ページの次期計画検討にあたっての視点の部分の3項目についての下2つのほうなんですか



れども、2番目の障害福祉サービス等終了後の夕方の時間帯における支援という部分で、やはり私どもはちょうど子どもが就学期でもあるんですけれども、あと会員さん、新しく入られる未就学であったり、小学校に就学されたばかりの小学校低学年の親御さんからは、やはり親御さんの就労の継続が可能となっているので、就学期の間は子どもが学校に通っている時間が8時45分から15時45分ということで、その後に放課後等デイサービスを利用すれば、親御さんが勤め先から帰って自宅にちょうど着くぐらいでということで就労が継続は可能なんですけれども、現状のところで言いますと、やはり通所施設のところは朝10時から15時までというところで、なかなか就労の継続が厳しいという声がとても多く上がっています。皆さん18歳の壁という言葉を最近よく耳にされているかと思いますけれども、まさしく18歳のところで親の仕事が、就労が継続できるかできないかという部分がとても大きな問題になっていると思いますので、この取組、とても大切にしていただきたいなと思います。

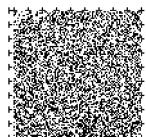
あと次の医療的ケア児（者）というところ、今までとても大切な項目のほうに挙げていただいて、様々な取組をいただいてとても感謝しております。

でも、やはり今医療の進歩と高度化のところによりまして、あと世田谷区は国立成育医療研究センターがありますので、やはり医療的ケア児（者）がとても人数が多いと思います。なかなか支援が全てに行き渡っていないというところもありますので、住み慣れた世田谷区に親子で一緒に継続して住むという部分は、本当の願いのところなんです。

なので、国連の総括所見というところもやはりとても重要なところで、そこの動向は無視することもできないし、やはり追っていかなくてはいけないと思うんですけども、先ほど委員がおっしゃったように、世田谷らしさというところ、やはり世田谷に住んでいる人たちがどのように世田谷区に長く継続して親も子も一緒に住めるかというところを検討していただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○部会長 委員、大事な御指摘ありがとうございました。世田谷の3つの課題というとこ



ろで、特に親御さんの就労の関連で15時以降くらいのところですよね。

それから、医療的ケア児、世田谷は成育医療センターがあるのでいろんな方がいらっしゃるというあたりをぜひということですが、事務局のほうで何か補足がございましたらお願ひいたします。

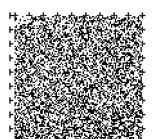
○障害福祉部長 その2つについて私のほうからコメントさせていただきたいんですけれども、先ほど委員がおっしゃった成人障害者の夕方の居場所に関しましては、18歳の壁というものがここ数年かなり注目されている状況だと思います。

ただ、18歳までは放課後等デイサービスがあるんですけども、いわゆる成人版の放課後等デイサービスは制度上ないので、これはオフレコじゃないので、お話ししますと、昨年度末から今年度初めにかけて、実を言うと区長と副区長と私で、厚生労働省の事務次官と東京都の副知事に直接会って、成人障害者の夕方の居場所、世田谷区一区で頑張ってやってくれという申入れを行いまして、反応としては、厚労省のほうはかなり予算的に厳しいというふうにけんもほろろだったんですけども、東京都のほうは割とそうですねと。

ただ、これもなかなか難しく、就労支援と言っちゃうと、いきなり全部というのはなかなか難しいと思いますので、まず今、区内でも余暇活動支援的にちょっと成人版の放課後等デイサービスみたいなことをやっている団体がいますので、そういった団体をまずは1つでも2つでも増やすような取組を区でも考えていきたい、半歩でも進めたいというようなことを考えています。

それから、医療的ケアに関しては、これも委員おっしゃるとおり、国立成育医療研究センターがある関係もありまして、これも医療的ケア児自治体ネットワークみたいなのがあるんですけども、医療的ケア児だけで世田谷区内で200人いると言われています。これは実を言うと熊本県よりも多いんです。人口比率で言っても恐らく倍になると思います。

ですので、ある意味、医療的ケア児を持つ親御さんは、世田谷区に来れば医療的ケア児を



しっかり面倒を見てくれるんじやないかというふうに期待して転入されておりますので、そこはちょっとなかなか充実させていく必要があると思います。

世田谷区で医療的ケア児を支える基金というのをやっていまして、ありがたいことに、すごく多くの寄附をいただいていまして、使い道を今いろいろ考えていて、その充実も含めて、こちらのほうも、国立成育医療研究センターがかなり協力的でございますので、次期計画検討にあたっての視点（案）は、あくまでもこの3つは事務局で重要だよねというところで挙げています。別にこの3つにとらわれ過ぎずに、様々な御意見をいただければと思っております。

○部会長 15時以降の支援については、都や国にも働きかけてくださっているということですので、ぜひいい方向かと思いましたし、医療的ケアについても基金が世田谷独自のがあるんですね。いろんなニーズがあるので、それからやっぱり今は児であっても、成人になつてからのというあたりもしっかりと見据えないといけないと改めて思いました。ありがとうございます。

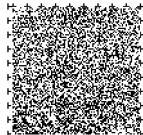
ほかにインクルージョンプラン関連で何かお気づきの委員の方がいらっしゃいましたら、お願いをしたいと思いますが、オンライン参加の委員の方で何か補足の御意見とかがおありの方がいらっしゃったらお願いをしたいと思いますが、大丈夫ですか。

特に挙手をされている方、オンラインの方もいらっしゃらないようなので、それでは、次の議題に移つてよろしいでしょうか。

次に、障害者福祉施設の指定管理者制度に係るあり方についてということで、これも世田谷は丁寧に検討してくださっていますので、まずこの御報告をお願いします。

○障害者地域生活課長 障害者地域生活課でございます。私のほうから資料2と書かれている、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者制度に係るあり方（案）について御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、資料を御覧いただきながらでございますけれども、まず1番、主旨でございますけれども、区立障害者福祉施設は、平成17年度から順次、指定管理者制度を導入しま



して、指定管理者候補者の選定に当たりましては、公募を原則としながら、選定委員会で審議した上で適格性の審査を行ってまいりました。

一方で、制度導入開始からもう20年程度経過しまして、どんどん民立施設も増えておりますので、区立施設の役割などを改めて検証を行う必要が生じていることから、今後の持続可能な障害者福祉施設の運営に向けて、令和6年より、今日御出席いただいている石渡部会長をはじめ、学識経験者の方を中心とした検討委員会を設置しまして、検討を進めてきたところでございます。

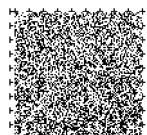
このたび、報告書（素案）として取りまとめましたので、改めて御報告させていただくものでございます。

2番の検討体制等についてでございますが、こちらは検討体制と検討経過は記載のとおりでございまして、令和6年2月より検討委員会を5回開催し検討を進めているところでございます。

2ページ目を御覧ください。3、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者制度に係るあり方検討報告書（素案）でございます。3ページ以降に概要版でこれから説明させていただきます。

初めに、4ページ、1、指定管理者制度の導入状況を御覧ください。
どんどん飛んでいって申し訳ないんですけども、一覧で記載の区立障害者福祉施設において、平成17年4月以降から順次、指定管理者制度を導入しまして、質の高いサービスを確保しつつ、適正で効率的な施設運営を行っているところでございます。

次に、5ページ目でございます。
2の区立障害者福祉施設の役割と運営形態を御覧ください。まず、(1)区立障害者福祉施設の役割について整理をさせていただいたところです。区立施設は、地域の中で障害者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促進するために設置してございまして、高齢化、重度化や、いわゆる親亡き後を見据えて、民立施設では受け入れが難しい重度障害者や困難ケースの受け入れなど、障害者の地域生活を支えるセーフティーネットとしての役割を果たす



ことが求められるとしてございます。

また、指定管理者制度によるサービスの質の維持向上の仕組みが確立されている中、モニタリングや年度評価を通して、適切なサービス提供や改善に向けた取組が行われていることから、これまでに蓄積された知識や経験を活用して、区内における障害福祉サービスの質の向上を図る指針的な役割を担っていく必要があるとしてございます。

そのため、区立施設は、①の障害者の地域生活を支えるセーフティーネットとしての役割、②として障害福祉サービスの質の向上を図る指針的な役割の2点の役割を担いまして、それぞれの機能の強化を図っていくこととしてございます。

次に、(2)障害者福祉施設の運営形態についてですけれども、区立施設の担うべき役割を果たすための望ましい運営形態について整理させていただきました。

①、②で記載のとおり、民間事業者の創意工夫や柔軟な発想を生かした利用者ニーズに応じた迅速な対応やサービス向上が期待でき、サービスの質の維持向上の仕組みが確立されていることから、引き続き指定管理者制度を適用することといたしております。

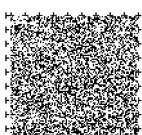
続きまして、次ページ、6ページを御覧ください。3番、区立障害者福祉施設における指定管理者制度のあり方でございます。

(1) 基本的な考え方についてですけれども、報告書で示す考え方は、令和9年4月以降を指定開始期間とする指定管理者候補者の選定より適用させていただきまして、今後の指定管理者制度のより効果的、効率的な活用につなげてまいる所存でございます。

なお、今後の社会情勢や障害者福祉施設を取り巻く状況の変化等によりまして、必要に応じて見直しを図っていくこととしてございます。

次に、(2)選定方法についてでございます。

障害福祉サービスにつきましては、利用者の障害特性によっては慣れ親しんだ環境が変化することで不安や混乱が生まれることがあるため、他の福祉サービスと比較して、より長期にわたる支援の継続性が必要であり、利用者の処遇の安定性や施設の信頼関係を重視する必要があります。



また、本来であれば、民間事業者による競争原理の下、効果的、効率的な施設運営を期待すべきところではございますけれども、昨今の事業者の施設整備で公募してもなかなか事業者さんの手が挙がらずというところで、結構、実際施設整備の公募も遅れています。ところも昨今ございますので、そういった現状の新たな民間事業者の参入というところがなかなか期待できないというところの中で、競争原理が働きにくい状況というのがございます。そのため、区立障害者福祉施設の指定管理者候補者の選定に当たりましては、公募ではなく、適格性の審査を基本というふうに考えてございます。

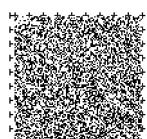
なお、必ずしも適格性とするわけではございませんで、指定期間満了の前年度に開催します選定委員会におきまして、改めて適格性審査の可否を審議させていただくこととしています。

また、指定管理施設は、毎年度、SからCという4段階で年度評価を区のほうでやってございますけれども、その年度評価において2回以上管理運営に課題がある、やはり改善が必要であるという最低ランクのC評価をされた場合は、次回の選定につきましては公募により選定するというような基準を設けまして、指定管理者の取組意欲として、漫然とずっとやれるというわけではなくて、毎年度、毎年度そういう評価をする中で、事業者も取組意欲として促していただくとともに、最終的には公募もあるということで競争性を確保していきたいと考えてございます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。(3)の指定期間についてでございます。

障害福祉サービスは、利用者の処遇の安定性を重視すべきであるほか、指定期間を長期化することで中長期的視点に立った施設運営を展開することができ、人材確保や育成など、サービスの向上につなげることができることから、障害者福祉施設に限っては指定期間を10年間としている区も結構ございます。

世田谷区は今5年間ということになっているんですけども、一方で適格性の審査による選定を基本とすることを踏まえまして、引き続き適切な審査、評価体制を確立する必要があることから、令和9年4月以降を指定期間とする指定管理者の候補者の選定につきまし



ては、指定期間をこれまでの5年から7年間ということでちょっと延ばしまして、基本に設定します。その上で指定期間中のモニタリング機能を強化するとともに、指定管理者の育成及び支援力向上を目的としました施設運営のさらなる充実を図るために、選定委員の方々等による中間評価、施設調査というのも実施をして、延びた分、しっかりと区としてもフォローというか、確認をしていくような体制を取るつもりでございます。

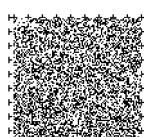
8ページ目を御覧ください。先ほど御説明した指定期間7年間の考え方でございます。表の上段が現行の指定期間5年間ということになってございまして、下段が今回お示しする7年間の考え方となっております。

現行は、指定期間4年目に選定委員による評価として、過去3年分のモニタリング評価のほか、第三者評価結果や利用者、家族アンケート結果等を踏まえまして評価を行いまして、選定しています。今後は、施設運営のさらなる充実を図るために、現行の評価時期と併せまして、指定期間4年目に選定委員の方々を中心とした中間評価というのを実施しまして、その後、5年目に評価結果を踏まえた運営改善を各事業者にしていただいて、6年目に改善状況を選定委員により再度評価することから、指定期間として7年間を要するということで、表を見ていただくと分かりますとおり、基本的には仕組みとしては今までどおりの仕組みの中で1回、施設調査ということで、選定委員の方に一度評価をしていただいて、その改善に事業者さんにも取り組んでいただいて、その結果を踏まえて選定をすると、ちょっと2段階の評価みたいな形で考えてございます。

次に、9ページを御覧ください。

(4) 指定管理者制度の運用充実についてでございます。

簡単ではございますが、図で示させていただいておりますけれども、区としましては、選定委員会と共にモニタリング調査や施設調査などを行いまして、利用者ニーズも確認しながら、区立施設に対して助言、指導、支援を行ってまいります。一方、区立施設におきましては、障害者の地域生活を支える拠点として、引き続き重度障害者や困難ケースの受入れを担いまして、利用者の意向を尊重したサービス提供に取り組むとともに、福祉人材育



成・研修センターとの連携や、意思決定支援ガイドラインの周知徹底など、利用者家族のニーズの定期的な把握と適切な意思決定支援が行われますよう、体制整備に努め、障害福祉サービスの指針となるよう、先導的な役割を担っていくという形にしてございます。

10ページ以降は報告書本編となりますので、本日は報告は割愛させていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後に、恐縮ですけれども、2ページのほうへお戻りいただきまして、今後のスケジュールのところでございます。

今後、この素案を基にしましてさらに検討を進めまして、令和8年2月に区議会のほうの福祉保健常任委員会に報告書案として報告をさせていただいて、最終的には3月に報告書を策定するという形で予定としてございます。

とうとうと言葉だけで説明してなかなか分かりづらいと思うんですけれども、すみません。説明は以上になります。

○部会長 課長、丁寧な御説明ありがとうございました。

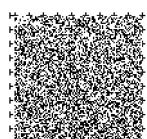
世田谷区は今までの蓄積も踏まえて、これから新しい方向性を示していただけたと、私も関わった委員として思ったりしましたが、まず、今の御説明をお聞きして、御質問や御意見がおありの委員の方がいらっしゃいましたら、お願いをしたいと思いますが。

○委員 いろいろ分かりやすい説明でした。ありがとうございます。ただ、心配なことがいっぱいあるので、この場では個別案件はいたしません。

まず、この推進協にも今後、福祉の施設を計画するというのは過去の中にもお示しいただいているので、順調に進めていただきたいということが、まず要望というか、確認になります。

その中で、当然今ありましたけれども、今回このようなものを策定しなきゃいけなくなった理由というのは具体的になぜなんでしょうか。

資材高騰、人手不足、いろんなことがあって、成り手がない、受け手がないからこういうふうにしていこうと思っているのか。というのは、例えばユニバーサルデザインだった



ら、学校建築においても不調が続いている。今、いろいろ報道の中においては、例えば具体的に小学校だったら江戸川区さんが不調で終わっている。では、こういうことが不調に終わった場合、入札制度じゃなく、いわゆる随意契約で行う。いろんなことの手法が行われていると思います。プロポーザルによるものは悪いことではないと思います。

今ある福祉施設の運営管理者においては、世田谷区のほうでいろいろ見てみたら、例えば遠方の企業が選ばれて運用していくというような選定になっています。

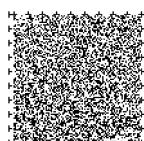
しかし、私からすると、その業者が、会社が本当に世田谷のことを分かっているのかなと思うことがあるんです。

例えばバリアフリーの問題は、施設管理者の問題じゃないです。確かに世田谷区の計画に基づいて準備をしていかなきやいけないものがあると思います。例えば今日ここで使っている、具体的には南東北福祉事業団さんはプロポーザルでしたっけ、入札でしたっけ、ここはかなり長い期間の選定ですよね。

現在進行中で、当初の5年計画だったその5年はクリアされていて、再契約をされていて、ここは行っているんですか。分かっている範囲で。途中でごめんなさい。ここで一旦止めます。

○障害者地域生活課長 取りあえず、施設整備は肃々と着実に進めていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしますということと、東京リハビリテーションセンター世田谷の話ですけれども、今回の御報告させていただいているのは、区立施設のお話でして、東リハは民間の施設になります。整備の手法として2つございまして、当然、区のほうで土地を用意して、その後ここで整備して運営してくださいと誘致をかけるところで、民間の施設を建てていただくというのが1つ。それが東京リハビリテーションセンター世田谷であって、東京リハビリテーションセンター世田谷はプロポーザルで南東北福祉事業団のほうを選ばせていただいて、50年だったかな、すみません、いわゆる年数で契約をさせていただいて、運営していただいているということになります。

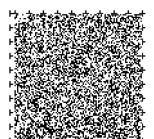
今回御説明しているのは、そもそも世田谷区立の通所施設として開所しているものを、



平成17年のときに、やっぱり公の施設の管理について指定管理という制度を導入して、民間のいわゆるノウハウを生かしたサービスを提供しなさいというわけではないんでしょうけれども、国が推奨して進めていたという中で、世田谷区も障害の区立施設については指定管理で運営していきましょうということで、順次、指定管理者にお願いをした。基本的には指定管理の指定管理者については、議会で御議決をいただかなきやいけないということになりますので、その議会の御議決の期間が5年間ということで、今までずっと進めました。

今回につきましては、やっぱり利用者の方を長期で見ていく。民間の施設はそういった意味では、1回運営が始まれば、当然経営状況が難しくて施設を閉じなきやいけないとかということであれば別ですけれども、そうでなければ、通常ずっとやっていただけるということなんですねけれども、区立施設については、そういった意味では指定管理の更新というか、毎回毎回やらなきやいけないという中で、5年で切れるとなってしまうと、やっぱり働く人も、この施設は、私が働いても、5年後、6年後はこのまま働くかどうか分からぬからどうしようかなみたいな話もあって、利用者の方も当然、今まで支援員の方がせっかく3年目、4年目で私のことをよく分かってくれるようになつた。親御さんもよく分かってやってくれるようになりましたよねと言つていたのが、5年になつた途端、では、次の方というふうにして替わつてしまうと、また関係性を築いていかなきやいけないということになつてゐるので、今回については7年間というところの中と、あとはやっぱり当然選定委員の方とか、外部の方の目も入れながら、施設としてちゃんと運営できるようなフォローもしながら……。

委員おっしゃられた何でこのタイミングでこういう話なのかというところが、制度導入からもうほぼ20年たつてきたというところの中では、区立施設の役割というのをもう一度やっぱり再確認する必要があるだろうということで、当然、全国的にも障害者の施設は、区立から民営化という形、民間に変わっていくという流れもある中、世田谷区の障害福祉のサービスの質を支えていくのは、やっぱり区立施設を中心に支えていって、区立施設を



見ながら民間の施設も、こういうサービスをしなきゃいけないんだというところを共有しながら進めていくためにも、一度このタイミングで区立施設の役割というのをもう一度見直すというか、固めた上で、指定管理もやるのかやらないのか、指定管理をどうやって選ぶのかというところも改めて御協議いただきて、まとめさせていただいた。

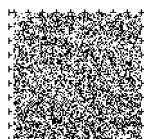
長々しゃべっちゃって申し訳ないんですけども、こんなところでよろしいでしょうか。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

では、具体的にひまわり荘はどうですか。これはたしか区立ですよね。これも指定管理者制度でしょうか。

○障害者地域生活課長 ひまわり荘については、当然指定管理というのは委託事業の一つの方法なんですけれども、ひまわり荘については委託という形、直委託でやっているので、指定管理というわけではないんです。ただ、当然シダックスのほうに委託をして運営を任せているというような形になります。

○委員 ごめんなさい。ひまわり荘は、障害者の就労ということを含めて、ITのパソコン教室等があるんです。今いろんな問題が生じていることは区にも報告しています。指定管理者の中がいけないと言っているわけじゃありません。ここにも、やっぱりオンブズマンじゃないけれども、チェック機能がなければいけないような問題というのは生じているんですよ。今この11月1日から2月28日までは改修工事ですからお休みしています。ということは、建物を含めてまた新しくなるということであれば、中身もやっぱり期待していて、新しくなってほしいんですよ。ここには様々な障害の方が就労も含めてやっていかないきゃいけないものがありながらも、残念ながらこここの東京リハビリテーションセンター世田谷にもあるし、ひまわり荘にもあるということで、やっぱりやらなきゃいけない課題があるから、ここも将来的には指定のこういった委託じゃなくて、入札したり、プロポーザルを取ってやるべきノウハウってあるんじゃないでしょうか。これは意見ですよ。要望ですよ。そのぐらいやっぱり障害の方がITを使ってやらなきゃいけないにもかかわらず、



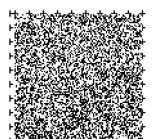
本当にこういう問題が把握されているのかなということを言いたかったんです。今日この場で言うつもりはなかったんですけども、やっぱり委託だけの問題じゃないと思ってるので。

区の施設はいっぱいいろんな問題があるんですよ。僕も福祉の相談を受けていて、いろんな相談も受けてくる。では、どこに何をやつたらいいかとか、あと先ほど一番最初のときにあった、例えば地域障害者相談支援センターぽーとに駆け込みをしても、ぽーとでは解決できない。いろんな問題があるんですよ。施設を任せるというのは確かに大事なことです。でも、箱物を造るって大変なお金ですよね。資材が高騰して、人も人件費の問題も含めて大変だと思う。でも、まだまだ本当の意味ではこれでいいのかなというような実態があるんですよ。だから、あえてこの場で、今日言うのをやめようと思ったけれども、それぐらいちょっと大きな問題があるということを把握してほしい。もうこれ以上言いません。お願いします。この説明いただいたことは私は賛成です。すばらしいと思っています。ぜひこれができたらいいなと思っています。以上です。

○障害者地域生活課長 ありがとうございました。いろいろ我々も現場が見えていないところがあって、当然、委員を含めて現場を見ていらっしゃる方の御意見というのは非常に大事だと思っていますので、引き続きいろいろ御意見をいただきながら、ひまわり荘も含めて、東京リハビリテーションセンター世田谷も含めて、皆さんの使い勝手がいい、区民のための施設というところで取り組んでいきたいと思いますので、ぜひとも引き続き御意見をいろいろいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員 これは区民のプロポーザルにおいてパブコメとかはやらないんでしょう。もうこのままである程度形ができたら、審議されてというか、議会への報告ということなんですか。

○障害者地域生活課長 指定管理の在り方につきましては、このまま、当然事業者の選定ということが中心ですので、パブコメという形ではなくて、こうやって御報告を関係団体の方にさせていただきながら、方針を、在り方を固めていくということになってございま



す。以上です。

○部会長 今、特定の民間施設のお話が出たので、このあたりのチェック機能をどうするかみたいなところは、また新たな課題かと思いますが、ありがとうございます。

○委員 肢体不自由児（者）父母の会です。利用している者として、ちょっとと思うところがあります。

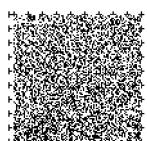
区立の施設、箱物が全体に古いです。その改修とかもお願いしても、なかなか半年たっても来ないというところもあったりするという話を聞いております。そういうところに指定管理業者の方がよく手を挙げてくれているなというふうに思うような場面を見るんですけども、そういったところも箱物を区のほうで管理するというところも含めて、事業者の方のソフト面とか、質ばかりを求めるのではなくて、もっとそこで働きやすい環境をつくってあげるというところから、この指定管理を含めて考えてあげていただきたいなというふうに思います。

○障害者地域生活課長 確かにおっしゃるとおりで、区立施設は、もともとできた経緯からしても結構年数がたっておりますので、全体の公共施設の中で、順次、改修はさせていただいているので、当然働きやすいようなというのは区も用意しなきゃいけないと思っておりますので、いただいた御意見も踏まえまして、取り組んでいきたいと思いますので、どうもありがとうございます。

○部会長 ありがとうございました。では、オンライン参加のこの検討に関わった委員の方で何か補足があれば……。

○委員 ありがとうございます。ウェブ参加で失礼させていただきます。委員として検討に関わりましたので、改めてその経過も含めてコメントさせていただければと思います。

御説明にもありましたように、大きな社会の流れとしては、民間事業者の競争原理を用いて、そのノウハウを生かしていくというところは隅々に行き渡っていると思います。その中で、今回の指定管理の在り方を検討する前提として、やはり区立施設の意味合いというところを十分に議論できたというのは非常に大きな成果だと思っています。繰り返しに



なりますけれども、やはりセーフティーネットであること、民間では、民立ではできないところのセーフティーネットをきちっと確保していくということ、そしてモデルというか、他に横展開できる、サービスの質向上に向けた取組を発信していく、これこそがやはり区立施設としてのミッションかなということを改めて確認できたことがいいと思います。

その上で、先ほど委員さんからの御発言にもありましたけれども、そうはいっても、公募してもなかなか手挙げがないんじゃないかなというのもやっぱり事実だとは思います。その上でやっぱり長期的なサービスの提供、いわば利用者の方にとってみれば、安心して安全なサービスを提供していくということはやっぱり重要な視点になろうかと思いますので、そういう意味で、モニタリングであったり、評価を入れるということは、ちょっと言い方を変えると、指定管理を受けている事業者が育っていくことと、それをきちんと区が育てていく、こういう共同作業になっていくんではないかなということを検討の隅々で感じたところでございます。

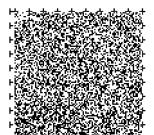
委員さんおっしゃったように、確かに働きやすさということも、それもまた質の高さにつながってくることなので、そのあたりを区が、ちょっと表現が悪いですけれども、そこにお願いして、丸投げということではなく、やはり区としてのミッションを果たしていくということが、結果的に公立の施設が長期的に展開していく、そういう一つの手がかりではないかということを強く感じるところでございます。

ちょっと長くなつて申し訳ございません。以上でございます。ありがとうございました。

○部会長 委員、大事な補足をありがとうございました。

ほかに関連した委員の方で御発言がある方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらなければ、私も、今の委員の御意見とも関連するんですけれども、やっぱり私、ほかの自治体にも関わらせていただいている中で、本当にこの民間に丸投げというような感じの行政も多い中で、世田谷は真摯に検討をしてくださったというふうに思いま



す。私はやっぱりその基盤にあるのは、障害があつて利用されている方たちの人権の尊重とか、豊かな暮らしみたいなところがあるなというふうに思つて、世田谷の姿勢に、改めて評価をさせていただいたのと、あとはやっぱり、先ほど委員も働きやすさみたいな働く立場に立つてというところの御意見もいただきましたが、私はそういうところも含めて、やっぱり今回評価委員の中で、市民の目というのが入つたというのがとても大きいなと思いますので、評価のところでそんなところもさらに工夫していただけたらと、意見です。失礼しました。

ほかに何かこの指定管理関連で御意見がおありの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。オンライン参加の今、委員のお顔などが見えましたが、お願ひしてよろしいでしょうか。

○委員 もう既にこれまでの御発言で、私としてはこれ以上お話はありませんので、以上です。ありがとうございます。

○部会長 すみません、無理にお願いをしちゃいました。

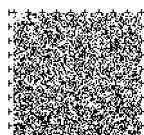
それでは、指定管理関連に関してはよろしいでしょうか。でも、こういうのがまとまつたことをどうこれから実現していくかが大事ですので、また委員の皆様、注目をしていただければと思います。

それでは、事務局から最後にということになるんですけども、その前に委員の皆様、今日の議題と関係なくとも、何かお気づきのこととか、情報提供とかがおありの委員の方がいらしたらお願ひをしたいと思います。

○委員 何回もすみません。今日、資料には出でないみたいですが、今度、隣にいます副会長もやっていらっしゃる自立支援協議会シンポジウムが11月27日木曜日だと思うんですよね。それが開催されるということはもうホームページだとかいろんなところにも告知されていますので、今日資料は配られているんですか。

○委員 いや、ないです。

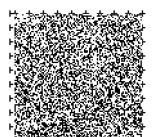
○委員 その内容はこの後、委員に話してもらいましょう。



ちょっとお願ひがあるんですよ。これは事務局というか、区役所さん側にお願ひしたいんです。地域障害者相談支援センターぽーとも5つのところがあります。ここ南東北福祉事業団さんのところに事務局があります。私たちの団体、視覚障害者は、ぽーとの様々な相談支援とか、分からぬ案件については、私ども個人でございますけれども、経験の中でいろんなアドバイスをして、当事者に対する支援をさせていただいています。ところが、いろんなことが分かってきたんですが、情報保障、情報保障と言っておきながら、ぽーさんは音声コードを持ってますよ。にもかかわらず、墨字で出してきてるというのはおかしいことですよ。これは、事務局じゃないんですよ。やはり自らが音声コードとか、こういうことをほかの相談支援事業とか、いろんなやっているところに率先してやっていくことが、事務局というか、このやることじゃないのかと思いました。

それと、何でこういうことが言いたいかというと、世田谷区さんのホームページのところに飛ぶわけなんですが、この自立支援協議会がいろんなことを取り組まれていて、現在第4期の、4回目のときのいろんな項目についてホームページにリンクでアップされています。これは動画じゃないですけれども、全て視覚障害者が見ることができない、読むことができない環境なんですよ。これで情報保障なんでしょうか。私は自立支援協議会の委員ではないんですけども、先日、ここの事務局の方にアドバイスしました。何が言いたいかというと、今言ってしまった11月27日のシンポジウムのホームページが読めないよというのにもかかわらず、それを知りながら、私たちに情報を出してきたんですよ。これは差別ですよ。これは、部長、聞いていてまずいと思いませんか。だから、区がいけないわけじゃないです。ただ、この事務局は、区もお願ひしている以上は、きちんとやっぱりやるべきことをやってもらわなかつたら情報保障にならないのかなと思ったんです。いつもだったら、これでしっかりしてくださいということを言ったんですけども、やり方、作り方が分からぬからこういうふうにするんだということはアドバイスさせていただきました。

音声コードは5つのぽーとのところには、私自身で恐縮ですが、私が寄附しているんで



すよ。自分が寄附したものを、本当だったら有償版で10万円するんです。にもかかわらず、この事務局が情報提供ができないから、きっかけをつくって、事務局であるぽーとさんに全てに寄附したんですよ。これを使ってもらわなかつたら、私たちは情報を得られません。これはちょっと大きな問題だと思います。

ですから、自立支援協議会の事務局の問題というのも、やっぱり管理しなきやいけない問題じやないでしょうか。片方では情報保障、情報保障と言っておきながら、こういう問題が出てきちゃうんですよ。私も取り残されてしまったので、驚きました。

こうやって解決しなきやいけないと申し上げましたけれども、解決されていないんです。読めないデータを平気で人に出していく、知ってたよというのは、失礼ですけれども、よろしくないと思います。

以上です。ごめんなさい、苦言で恐縮ですけれども。

○障害福祉部長 委員の御指摘、ごもっともだと思います。

現インクルージョンプランにも情報コミュニケーションの推進のための施策というふうにうたっている以上、自立支援協議会、そのぽーと、うちの委託なので、実質それは区の事業という形になりますので、区の責任でもってちょっと取扱いが十分でなかったことは申し訳ないと思うのと、私も正確なところをまだつかみ切れていない部分がありますが、改善できるところは早めに改善させていただければと思います。

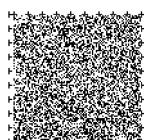
○部会長 では、よろしくお願ひいたします。

あと委員、よろしければ、デフリンピックが近づいていますし、国の新しい法律が施行されたあたりで、何かお気づきのことがあればお願いをいたします。

○委員 おかげさまで、手話言語条例がスタートいたしました。いろいろな部分で今までのいろいろな要望が、結果、いろんなことが解決してきたと思います。

来年度もさらにまた手話講習会など充実した内容になるようですので、非常に期待しております。

また別に、近くになっておりますが、11月15日から26日、デフリンピックが開催されま



す。駒沢公園をはじめ、東京体育館など、いろんな場所で開催されます。世界中から聞こえない選手400人ぐらいですか、たくさんの聞こえない選手が参ります。世田谷区でも聞こえない選手の方が5人いらっしゃって出場されます。今度の月曜日、10日になりますが、キャラバン隊が来ますので、今全国を回っております。隣のうめとぴあにキャラバン隊が参ります。いろんなセレモニー、短い時間ですが、朝の10時から11時の間にセレモニーがございます。皆さんもし機会があれば、ぜひ来ていただきたいと思います。

ほかにも、駒沢公園近くの、スターバックスコーヒーでは、今、スタッフに対して手話指導などをしております。11月18、19日の2日間、スターバックスコーヒーで手話でスタッフの方が接待をするようです。機会があればぜひ行ってみていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

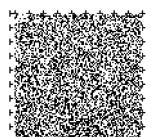
○部会長 委員、貴重な情報提供をありがとうございました。

ほかに何か情報提供とかがおありの委員の方はいらっしゃいますか。

○委員 さっき委員が言っておられた話で、本来僕が言わなきゃいけないことを言ってくれたので、ありがとうございます。

シンポジウムが11月にあるんですが、自立支援協議会は、5エリア、5支所の単位で活動していく、自分のエリアに関してはよく分かるけれども、ほかのエリアが何をしているかということは、意外と交流する場がないというのがあって、やはりエリアの課題は、えてして、全区でも課題だったりするということはあって、今回は、エリアでの交流を中心にながらやっていこうということになりました。そこで、エリアの皆さんの交流会と、世田谷に住んでいる当事者がどういうふうな暮らし方をしているのかとかというお話をしていこうということで企画を進めています。

今日はチラシが配られなかったので、失敗こいたなと思っていますけれども、委員が言ってくれたので、補足をしたいと思いまして。また、情報提供に関しては、非常に難しいといふか、実際に今の自立支援協議会が、手話とか、点字、音声コードなどの情報提供をどこまで完璧にできているかというと、なかなか厳しいところがあるなと思います。それは



正直に申し上げて、まだまだ自立支援協議会として情報のバリアをなくしていくというこの方針をきっちり把握して、取り組んでいく必要があるなというふうに改めて感じました。

委員さん、ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございました。では、今後の進展に期待をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、御発言しそびれている委員の方もいらっしゃるんですけども、最後に、事務局からの御連絡をお願いいたします。

○障害施策推進課長 皆様、本日は様々に御意見をいただきましてありがとうございました。事務局から事務連絡が3点ございます。

1点目は、意見提出のお願いです。本日の協議会の資料に関する御質問ですとか、御意見につきましては、11月17日月曜日までとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。提出方法につきましては、お配りした用紙のほか、ファックスや電子メールで御提出いただいても結構でございます。

2点目は、本日の議事録でございます。事務局で作成したものを作成したものを作成したものを後日皆様にお送りいたしますので、御確認のほうをよろしくお願ひいたします。

3点目は、次回の日程でございます。本協議会の次回の日程につきましては、来年2月頃に開催させていただきたいと考えてございます。日程が決まりましたら、御案内を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。事務局からは以上でございます。

○部会長 ありがとうございました。御発言しそびれている委員の方もいらっしゃいましたので、ぜひ何かありましたら、御提出をお願いできればと思います。

それでは、今日もいろいろ大事な御意見をいただきましてありがとうございました。以上で障害施策推進協議会は閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

午後8時閉会

